

令和7年第3回

中津川市議会（定例会）追加議案

令和7年6月11日

令和7年第3回中津川市議会（定例会）追加議案目次

議第49号	中津川市各種委員等給与条例の一部改正について・・・・・・・・・・3
議第50号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・5
議第51号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・6
議第52号	和解及び損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・7

議第49号

中津川市各種委員等給与条例の一部改正について
中津川市各種委員等給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月11日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市各種委員等給与条例の一部を改正する条例

中津川市各種委員等給与条例（昭和３２年中津川市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１選挙管理委員会の部委員長の項中「１０，４００円」を「１２，２００円」に改め、同部委員の項中「８，９００円」を「１０，１００円」に改め、同表選挙長及び開票管理者の項中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同表投票管理者の部投票所の項中「１２，８００円」を「１４，５００円」に改め、同部期日前投票所の項中「１１，３００円」を「１２，８００円」に改め、同表選挙立会人及び開票立会人の項中「８，９００円」を「１０，１００円」に改め、同表投票立会人の部投票所の項中「１０，９００円」を「１２，４００円」に改め、同部期日前投票所の項中「９，６００円」を「１０，９００円」に改め、同表指定病院等における不在者投票の外部立会人の項中「１０，９００円」を「１２，４００円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第50号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和7年6月11日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

坂本学校給食共同調理場建設工事(機械設備工事) 請負契約(令和6年議第54号議決)
中「345,400,000円」を「357,511,000円」に変更する。

議第51号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和7年6月11日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

坂本学校給食共同調理場建設工事(電気設備工事)請負契約(令和6年議第55号議決)
中「154,075,636円」を「157,705,636円」に変更する。

議第52号

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

1 和解及び損害賠償の相手方

市内在住の男性

2 本件の概要

令和7年4月15日午後1時00分頃、中津川市千旦林地内にて中津川市(以下「甲」という。)が文化財保護法に基づく指定管理団体として管理する国指定天然記念物「坂本のハナノキ自生地」内のハナノキが倒木したことにより、市内在住の男性(以下「乙」という。)が所有する家屋、カーポート、車両が損傷した。

3 和解の要旨

甲は乙に対し、家屋及びカーポートの修理費である金1,969,000円と車両の修理費である金111,917円とを合計した金2,080,917円を乙指定の口座に支払う。なお、本件和解のほか、甲、乙間には一切の債権債務関係が無いことを確認する。